

美深町快適な住まいづくりと商工業振興事業の概要

対象事業

- ①改修工事（工事金額30万円以上で町内業者施工）
- ②新築工事
- ③新エネルギー工事（工事金額30万円以上）
- ④解体工事（工事金額30万円以上で町内業者施工）
- ⑤店舗近代化（工事金額50万円以上で町内業者施工）
- ⑥町産材の使用（①,②,⑤の工事に合わせて実施）

補助事業者(要件)

- (1)自ら居住を目的に①～③を実施若しくは④を実施する者
 - (2)現在商工会会員等で、自ら営業を目的に⑤を実施する者
 - (3)現在町内に住所を有する又は有することとなる者（④を除く）
 - (4)税金等の滞納がない者
- ※①～④の事業については(1),(3),(4)を、⑤の事業については(2),(3),(4)を満たす者。⑥については本体事業に準ずる

補助金補助率限度額

事業名		通常工事			町産材使用分		限度額合計
		工事費用	補助率	補助金(限度額)	補助率	補助金(限度額)	
①改修工事	一般改修	30万円以上	20%	30万円	100%	20万円	50万円
	特別改修			20万円		15万円	35万円
	※1 子育て改修			50万円		30万円	80万円
②新築工事	※2 町内業者	-		100万円	80%	200万円	300万円
	※2 ※3 子育て町内業者			200万円			400万円
	町外業者			30万円		120万円	150万円
	※3 子育て町外業者			60万円			180万円
③新エネルギー工事	30万円以上	50万円		-	50万円		
④解体工事	30万円以上	20万円	-	20万円			
⑤店舗近代化	50万円以上	500万円	80%	250万円	750万円		

- ※1 申請年度で18歳以下の子供を扶養し、10㎡以上の増築を伴う改修
- ※2 町内業者施工又は（町内業者+町外業者施工）
- ※3 申請年度で18歳以下の子供を扶養している場合

適用期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日（事業は単年度毎に実施）

【お問い合わせ・担当窓口】

美深町 総務課 企画グループ 商工観光係
 電話：01656-2-1645 FAX：01656-2-1626

